域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察署に置くものとする。

2　自動車警ら隊は、都道府県の区域の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けるものとする。

3　［略］

（自動車警ら班等の活動）

第24条　自動車警ら班の地域警察官は、事件又は事故の発生に即応しつつ、前条第１項に規定する活動を行うことにより、第２条の任務を遂行するものとする。

2　自動車警ら隊の地域警察官は、２以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、前条第２項に規定する活動を行うことにより、第２条の任務を遂行するものとする。

（機動警ら）

第25条　自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、第23条第１項又は前条第２項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

［２・３　略］

2　自動車警ら隊は、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けるものとする。

3　［同左］

（自動車警ら班等の活動）

第24条　自動車警ら班の地域警察官は、警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、第２条の任務を遂行するものとする。

2　自動車警ら隊の地域警察官は、２以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、前項に規定する活動を行うことにより、第２条の任務を遂行するものとする。

（機動警ら）

第25条　自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、前条第１項又は第２項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

［２・３　同左］

第４章　警備派出所及び直轄警ら隊

（警備派出所）

第27条　［１～３　略］

4　第18条第１項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第２項の規定は警備派出所勤務の見張りについて、同条第３項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第４項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張り及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第１項中「所管区」とあるのは「第27条第２項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

［条を削る。］

（直轄警ら隊）

第28条　直轄警ら隊は、警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域内の特定の地域において集団による警ら等の活動を行う必要がある場合に、当該地域を管轄する警察署に置くものとする。

2　直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、前項に規定する特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。

第４章　警備派出所、検問所及び直轄警ら隊

（警備派出所）

第27条　［１～３　同左］

4　第18条第１項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第２項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第３項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第４項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第１項及び第２項中「所管区」とあるのは「第27条第２項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

（検問所）

第28条　検問所は、幹線道路における都道府県境その他の要所に設けるものとする。

2　検問所の地域警察官は、検問所において犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。

3　検問所勤務の検問においては、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。

4　第18条第１項の規定は検問所勤務の立番について、同条第２項の規定は検問所勤務の見張について、同条第４項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第26条の規定は検問所勤務の待機について準用する。

（直轄警ら隊）

第29条　直轄警ら隊は、原則として警察事象の多い地域を管轄する警察署に置くものとする。

2　直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。